

南三陸町医療・保健福祉施設建設事業 設計プロポーザル実施要領

1 目的

南三陸町に病院と福祉施設を建設するにあたり、設計者を選考するために公募型プロポーザル方式により、標記施設に関する技術提案を求め、その提案内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定する手続きについて定めるものである。

2 事業の名称

南三陸町医療・保健福祉施設建設事業設計業務委託

3 設計者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 主催等

(1) 主催 南三陸町

(2) 問い合わせ先

南三陸町役場 建設課

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56 番地 2

電話 0226-46-1377 FAX 0226-46-4557

E-mail byoin.care-propo@town.minamisanriku.miyagi.jp

5 事業の概要

(1) 委託業務の内容

ア 南三陸町病院建設に係る設計業務（基本設計及び実施設計）

- ・診療科；9科（内科、外科、整形外科、小児科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科口腔外科）

- ・病床数；一般病床40床、療養病床50床

- ・敷地面積；15,962m²（薬局敷地200m²を含む）

- ・駐車場；200台程度

イ 南三陸町（仮称）総合ケアセンター建設に係る設計業務（基本設計及び実施設計）

- ・施設機能；南三陸町志津川保健センター、南三陸町地域包括支援センター、子育て支援センター、地域活動支援センター及び相談支援事業所、南三陸町ボランティアセンター、保健福祉課事務所

- ・敷地面積；14,032m²

・駐車場；170台程度

なお、病院は入院病床一床あたり約80m²、南三陸町（仮称）総合ケアセンターは総工事費（設計費、建築工事費、外構工事費を含む）約12億円として計画すること。

ウ 建築確認申請手続き

（2）建設場所

南三陸町志津川字沼田40-2他 約29,994m²（現有山林、宅地造成後宅地となる）

敷地図（周辺道路計画を含む）参照のこと。

注）

- （1） 応募提案にあたっては、本図で示す病院と総合ケアセンターの間の敷地境界線に関する変更は可能とする。（病院及び総合ケアセンターの敷地面積の変更も認めます。）
- （2） 病院敷地内の院外薬局の位置は、病院用地内での変更は認めます。

6 実施にあたっての基本的事項

- ① 本プロポーザル実施にあたっては、審査委員会を設置し、審査を行う。
- ② 病院及び保健福祉施設の開業は平成27年4月に予定されており、平成25年中に建設工事の着手が求められている。
- ③ 本地区の都市計画では、建築物の高さの最高限度20m以内として決定されている。
- ④ 本業務委託で行う設計は、病院と保健福祉施設とが、それぞれの機能を補完しつつ隣接しているメリットを生かして、町民にとっての保健・医療・福祉の拠点として、効率的かつ高度な連携と役割を果たすことによって、町民の健康維持向上に資する施設群とすること。
- ⑤ 本プロポーザルにおいては、本委託業務に適した創造力、技術力をもった問題解決能力の高い設計者を選定するために行うものである。

7 本プロポーザルにおいて求める提案

南三陸町では、安全な高台に医療施設と多機能な保健福祉施設を隣接した敷地に整備することとしている。以下の事項を、わかり易く、考え方とその根拠を文章又は図で提案すること。

- ① 南三陸町のおかれた地域の状況を考慮した南三陸町病院と南三陸町（仮称）総合ケアセンターの敷地利用計画案と建物計画案
- ② 両施設の将来における変化への対応策
- ③ その他、本プロポーザルで特に提案したい事項

なお、計画にあたって参考資料として、「南三陸町病院建設基本計画（素案）」（平成25年1月策定）及び「南三陸町（仮称）総合ケアセンター施設整備計画（素案）」（平成25年1月策定）を配布するが、提案は、この計画（素案）に限られる必要はない。

8 プロポーザル審査委員会の構成及び選定方法

（1）審査委員

区分	氏名	所属団体	適用
学識経験者	箕 淳夫	工学院大学 建築学部建築学科教授	委員長
	山本 俊哉	明治大学 理工学部建築学科教授	副委員長
	佐々木久美子	宮城大学 看護学部看護学科教授	委員
行政	遠藤 健治	南三陸町 副町長	委員
	最知 明広	南三陸町 保健福祉課長	委員
病院	鈴木 隆	公立志津川病院 院長	委員
	横山 孝明	公立志津川病院 事務長	委員

（2）審査委員会運営方法

別に定める「南三陸町医療・保健福祉施設設計プロポーザル審査委員会運営要領」による。

（3）審査委員会での審査過程

本プロポーザルの審査は、二段階とし、第一次審査は提出図書の中から5者程度選定する。

第二次審査は、選定された者からヒアリングを行い、最も優れた提案（以下「優秀賞」という。）を行った設計者と次点の設計者を選定する。

（4）審査講評及び審査経過の公表

審査委員会は、第一次審査で選ばれたすべての提案の講評を行うとともに、その講評は公表する。また審査委員会における審査の経過も公表する。

（3）審査委員会事務局

事務局は、建設課があたる。

9 選定スケジュール（予定）

平成25年1月15日（火）	審査委員辞令交付 第1回審査委員会
平成25年1月23日（水）	プロポーザル公示
平成25年1月23日（水）～2月1日（金）	実施要領・資料配布
平成25年1月23日（水）～2月1日（金）	質問受付
平成25年2月 8日（金）	質問回答
平成25年2月15日（金）	参加表明書等 提出期限

平成25年3月 6日（水）	プロポーザル提案図書 提出期限
平成25年3月 20日（水）	第2回審査委員会
平成25年3月 22日（金）	第一次審査通過者への通知
平成25年3月 30日（土）	第3回審査委員会
平成25年4月中旬	優秀賞者及び次点者等への通知

（1） 実施要領、説明資料等の配布場所

南三陸町役場 建設課 窓口

南三陸町ホームページからダウンロードも可能である

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

（2） 質問受付の期限、方法

質問は、平成25年1月23日（水）午前8時30分から平成25年2月1日（金）午後5時15分まで、下記のメールで様式2での質問の提出を願います。

質問メール；byoin.care-propo@town.minamisanriku.miyagi.jp

（3） 質問の回答

期日までにメールで受けた質問については、平成25年2月8日（金）までに、受けた質問を応募された応募者全員にメールで回答（返信）いたします。

（4） 参加表明書の受付

参加表明書は平成25年2月15日（金）午後5時15分までに建設課に持参または郵送により受け付けます。なお、郵送の場合には2月15日（金）午後5時15分までに役場総務課に届いたもののみ受け付けます。

（5） 提案書の受付

提案書は、上記参加表明書及び質問書を除いたすべての図書を平成25年3月6日（水）午後5時15分までに建設課に持参または郵送により届いたものについて受け付けます。なお、郵送の場合には3月6日（水）午後5時15分までに役場総務課に届いたもののみ受け付けます。

（6） 第一次審査通過者への通知

審査会の後、速やかに、応募者全員に選考結果を通知いたします。なお、第3回審査会が行われるヒアリングの会場、時間等も併せて通知いたします。

（7） 第3回審査委員会への出席者

第3回審査委員会への出席は、総括責任者及び意匠担当主任技術者他1名の参加を認めます。

（8） 第3回審査委員会の結果通知

第3回審査会終了後、速やかに審査結果を第一次審査通過者全員に通知いたします。南三陸町は、優秀賞の設計者（設計契約優先交渉権者。以下「優先交渉権者」という。）及び次点の者を選考して通知します。

（9）審査経過と講評の公表

第3回審査委員会終了後、速やかに審査の経過と審査結果の講評を南三陸町ホームページ等に公表いたします。

（10）優先交渉権者との契約手続き

南三陸町は、優先交渉権者との契約手続きを進めることとする。なお、優先交渉権者との交渉が不調となった場合には、次点の者との契約手続きを行うこととする。なお、本プロポーザルは、準備行為として行うものです。このため、予算が成立した場合に優先交渉権者と契約手続きを行います。予算が成立しなかった場合には、本プロポーザルに係る契約を行うことはできません。

（11）提出物の制限

本プロポーザルの応募を表明した者は、各者提案1点とします。

10 参加資格等

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

（1）参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本プロポーザルの公示日において、いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続きの開始の申立てがなされていること。
- ⑤ 過去10年間（本プロポーザル公示の日から起算して）に、病院の新築又は改築の基本設計、実施設計を受託したことがあること。

11 その他

- ① 以下の条件に該当した場合は失格となる場合があります。
 - ア 参加資格等に該当しない場合、又は提出期限に遅れた者
 - イ 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合及び虚偽の記載をした場合
 - ウ 記載事項に示されている以外の内容が記載されている場合
 - エ 第3回審査委員会のヒアリングに遅れた者
 - オ 審査委員に審査に影響を及ぼす接触等を行った場合
- ② 提出書類は、すべてコピーとし、指定された大きさとします。なお、提出資料とし

て示されたもの以外の資料、図面等は受け付けません。

- ③ 提案書に記載された総括責任者及び主任技術者は、原則として変更することはできません。なお、特別な理由がある場合には申し出ていただきます。
- ④ 提出された提案書は、審査以外の目的で使用しません。ただし、第2回審査委員会で、第一次審査通過者の提案書については、南三陸町ホームページ等で公表します。
- ⑤ 提出書類は原則として返却いたしません。返却を希望する場合には提案書の表紙に朱書きで「返却希望」と明記してください。なお、第一次審査通過者は公表の対象といたします。
- ⑥ 審査結果についての異議申し立ては認めません。
- ⑦ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

1.2 配布資料等

- ① 南三陸町医療・保健福祉施設建設事業 設計プロポーザル実施要領
- ② 南三陸町震災復興計画（概要版）
- ③ 都市計画図書一式
- ④ 土地利用計画図一式
- ⑤ 敷地図（周辺道路計画含む）
- ⑥ （参考）切土ボーリング柱状図
- ⑦ プロポーザル応募様式一式
 - ・参加表明書
 - ・質問書
 - ・プロポーザル提案書
 - ・会社の概要と技術者の状況
 - ・協力事務所・会社の概要と技術者の状況
 - ・医療・保健福祉施設の設計監理業務の実績
 - ・予定される設計担当者の経歴と業務実績
 - ・総括担当者、意匠担当主任技術者の設計業務の実績
 - ・施設設計にあたっての考え方に関する提案（A3版2枚）

（参考資料）

- ① 南三陸町病院建設事業 基本計画（素案）
- ② 南三陸町（仮称）総合ケアセンター 施設整備計画（素案）

＜書式・様式をダウンロードする場合は、南三陸町公式ホームページ「入札契約情報」を参照のこと＞

1.3 提出図書（書式、様式、提案を文章及び図にまとめたもの）

- ・参加表明書

書式1

- ・プロポーザル提案書 様式 1
- ・会社の概要と技術者の状況 様式 2-1
- ・協力事務所・会社の概要と技術者の状況 様式 2-2
- ・医療施設・保健福祉施設の設計監理業務の実績 様式 3
- ・予定される設計担当者の経歴と業務実績 様式 4
- ・総括担当者、意匠担当主任技術者の設計業務の実績 様式 5
- ・施設設計にあたっての考え方に関する提案（A3版2枚） 様式 6
- ・追加様式6を拡大した図（A1版2枚） 1部

提出部数 書式1；1部
 様式1～様式6；10部
 追加様式6；1部